

開発 0421 第 3 号
令和 7 年 4 月 21 日

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

職業訓練指導員試験実施要領の改正について

今般、令和 7 年 4 月 14 日付け開発 0414 第 1 号「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行について」で通知した職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 56 号。以下「改正能開則」という。）の施行に伴い、職業訓練指導員試験実施要領を別添のとおり改正したので通知します。

なお、本通知の施行に伴い、「職業訓練指導員試験実施要領について」（平成 5 年 4 月 20 日付け能発第 107 号）及び同通達別添「職業訓練指導員試験実施要領」は廃止します。

記

1 改正概要

改正能開則の施行に従い、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者からの受験の申請を通年で受け付ける場合の受験の手続きや公示の方法等について規定したこと。

2 施行日

令和 7 年 4 月 21 日から施行すること。

職業訓練指導員試験実施要領

1 目的

職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）は、職業訓練指導員になろうとする者の適否を判定するため職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第30条の規定に基づき実施する。

2 実施主体

試験は、能開法第30条第1項の規定に基づき都道府県知事が実施する。

3 試験を実施する免許職種

試験は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開則」という。）別表第11に示されている免許職種欄の免許職種のうち、都道府県単位で毎年度策定する地方職業能力開発実施計画（第5分冊）や職業訓練指導員の充足状況等を勘案し、近隣の都道府県とも連携をとりつつ、都道府県において実施を必要と認める免許職種について、その免許職種ごとに実施する。

4 試験の水準

試験は、職業訓練指導員になろうとする者が普通課程及び短期課程（能開則第36条の14に定めるものを除く。）の普通職業訓練を担当し得るか否かを判定できる水準とする。

5 基準問題の作成

厚生労働省は、試験の水準を全国で同一に維持するため、全免許職種に共通する指導方法並びに各免許職種の実技試験及び学科試験の基準問題を作成するものとする。

6 試験委員

都道府県は、試験問題及び合格基準の作成、採点等試験実施の技術面を担当させるため試験委員を選任するものとする。

試験委員は、職業能力開発行政関係職員、学識経験者又は産業界の専門家から選任するものとし、その数は試験を実施する免許職種ごとに2名以上とする。

なお、産業界から試験委員を選任する場合は、試験が一事業所の技能知識に偏することを避けるため、二以上の異なる事業所から選任するものとする。

7 試験問題の作成

試験を実施しようとする都道府県は、上記5の基準問題を参考に次により試験問題を

作成する。

(1) 実技試験の内容

実技試験は、時間制限法による作業試験とし、当該職種の要素的作業を包括する製品の製作、組立て、調整等を行わせる。

ただし、鉄鋼科、航空機製造科、発酵科等で当該作業試験を実施することが困難な場合は、口述試問方式等適切な方法によることができるものとする。

(2) 学科試験の内容

学科試験は、時間制限法による筆記試験とし、指導方法及び関連学科に区分して作成する。この場合において、関連学科が系基礎学科と専攻学科に区分されている場合は、指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科に区分して作成するものとする。

(3) 試験時間及び問題数

試験時間及び問題数については、免許職種、問題内容等の性質によって異なるが、原則として、学科試験のうち関連学科が系基礎学科と専攻学科に区分されている免許職種（以下「区分職種」という。）については次表第1により、区分されていない免許職種（以下「統合職種」という。）については、次表第2による。

第1（区分職種）

区 分		問題数		時間数
実技試験		1～3		6時間以内
学科試験				
指導方法		20		2時間以内
関連学科	系基礎学科	15～30	〔科目最低4以上〕	2時間以内
	専攻学科	15～30		2時間以内

第2（統合職種）

区 分		問題数		時間数
実技試験		1～3		6時間以内
学科試験				
指導方法		20		2時間以内
関連学科		30～60 〔1科目最低4以上〕		4時間以内

(4) 採点

採点基準は、採点者の主観により左右されないものとする。

(5) 合否判定

合否判定は、次のとおりとする。

なお、次の口からホは、イに該当しない場合の一部合格に関する判定の基準であること。

イ 実技試験並びに学科試験のうち指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学

科（統合職種にあつては、実技試験並びに学科試験のうち指導方法及び関連学科）の全てについて、それぞれ6割以上の得点があり、かつ、学科試験の系基礎学科及び専攻学科（統合職種にあつては、関連学科）の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合を合格とする。

ロ 実技試験について6割以上の得点がある場合は、実技試験につき一部合格とする。

ハ 学科試験のうち指導方法について6割以上の得点がある場合は、指導方法につき一部合格とする。

ニ 区分職種における学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科について6割以上の得点があり、かつ、それぞれの学科の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合は、当該学科につき一部合格とする。

ホ 統合職種における学科試験のうち関連学科について、6割以上の得点があり、かつ、関連学科の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合は、関連学科につき一部合格とする。

8 試験会場及び機械器具

(1) 試験会場は、公共職業能力開発施設や工業試験場等適当な施設を選定するものとする。

(2) 実技試験に必要な機械、設備、工具及び器具は、当該作業において広く一般的に使用されるものを選定するものとする。

なお、試験の公示の際に持参できる工具等を指定した場合には、その範囲内のものについて受験者が持参した工具等を使用させてよいものとする。

9 試験の公示及び周知

(1) 都道府県知事は、能開則第45条第2項の規定に基づき、試験の実施期日の2か月前までに都道府県公報により試験の実施について公示すること。なお、能開則第45条第3項の規定に基づき、下記10の(2)の全免除者を対象とした試験について公示する場合は、例えば、通年で受験の申請を受け付けることをあらかじめ公示すれば良いこととする。(別紙参照)。

また、試験の周知徹底を図るため公共職業能力開発施設等における掲示や民間団体、事業所等に対する周知、インターネットの利用その他の適切な方法により公衆の閲覧に供することが望ましい。

(2) 公示の内容は次に掲げる事項とする。

イ 試験を実施する免許職種及び試験科目

ロ 試験の免除

ハ 受験資格

ニ 試験日時

- ホ 試験会場
- ヘ 受験申請書の提出期限
- ト 受験手数料
- チ 合格発表の方法
- リ その他試験に関し必要な事項

(3) 都道府県知事は、何らかの事情等により、公示後に当該年度の試験を実施しなくなった場合には、それを遅滞なく公示するとともに、厚生労働省に対して通知するものとする。

10 試験の免除

- (1) 都道府県知事は、能開法第30条第5項に基づき、一定の資格を有する者に対して、実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除する場合は、上記9により免除する者及び免除の範囲等を示すこと。
- (2) 都道府県知事は、実技試験及び学科試験の全部の免除（以下「全免除」という。）を受けることができる者（以下「全免除者」という。）からの受験の申請を通年で受け付ける場合は、上記9によりその旨を公示すること。

11 試験の実施

試験の実施に当たっては、試験が公平かつ適切に行われるよう注意し、不正な手段を用いて受験する者のないよう試験問題の管理、試験会場の管理について留意する。

12 合格証書の交付

- (1) 都道府県は、試験に合格した者（全免除者を含む）に対してすみやかに能開則第48条に基づく職業訓練指導員試験合格証書（能開則様式第12号）（以下「合格証書」という。）を交付する。
- (2) 試験の一部に合格した者に対しては、別添様式による一部試験合格証書を交付する。
- (3) 全免除者からの受験の申請に対しては、他の免許職種の試験日に関わらず、受験申請書及び全免除に該当することを証する書面により全免除に該当することが確認できた場合は、合格証書を交付できること。

なお、全免除者が受験の申請の際に職業訓練指導員試験受験申請書（能開則様式第11号）と併せて、職業訓練指導員免許申請書（能開則様式第8号）を提出した場合は、合格証書と併せて職業訓練指導員免許証（能開則様式第9号）を同日に交付すること。

13 合格者の記録

合格証書を交付した場合は、次の事項を記録管理するものとする。

- (1) 合格証書番号

- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 試験の職種（一部合格者についてはその合格した試験）
- (5) 合格証書交付年月日

「職業訓練指導員試験実施要領」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧	新
<p>職業訓練指導員試験実施要領</p> <p>1 目的 職業訓練指導員試験は、職業訓練指導員になろうとする者の適否を判定するため職業能力開発促進法第 30 条の規定に基づき実施する。</p> <p>2 実施主体 <u>職業訓練指導員試験</u>は、<u>職業能力開発促進法施行令第 6 条</u>の規定に基づき都道府県知事が<u>行う</u>。</p> <p>3 試験を実施する免許職種 <u>職業訓練指導員試験</u>は、職業能力開発促進法施行規則（以下「<u>施行規則</u>」という。）別表第 11 に示されている免許職種欄の免許職種のうち、<u>職業訓練計画</u>、職業訓練指導員の充足状況等を勘案し、近隣の都道府県とも連携をとりつつ、都道府県において実施を必要と認める免許職種について、その免許職種ごとに<u>行う</u>。</p> <p>4 試験の水準 <u>職業訓練指導員試験</u>は、<u>受験者</u>が普通課程及び短期課程（<u>施行規則第 36 条の 10</u>に定めるものを除く。）の普通職業訓練を担当し得るか否かを</p>	<p>職業訓練指導員試験実施要領</p> <p>1 目的 職業訓練指導員試験（以下「<u>試験</u>」という。）は、職業訓練指導員になろうとする者の適否を判定するため職業能力開発促進法（<u>昭和 44 年法律第 64 号</u>。以下「<u>能開法</u>」という。）第 30 条の規定に基づき実施する。</p> <p>2 実施主体 <u>試験</u>は、<u>能開法第 30 条第 1 項</u>の規定に基づき都道府県知事が<u>実施する</u>。</p> <p>3 試験を実施する免許職種 <u>試験</u>は、職業能力開発促進法施行規則（<u>昭和 44 年労働省令第 24 号</u>。以下「<u>能開則</u>」という。）別表第 11 に示されている免許職種欄の免許職種のうち、<u>都道府県単位で毎年度策定する地方職業能力開発実施計画（第 5 分冊）</u>や職業訓練指導員の充足状況等を勘案し、近隣の都道府県とも連携をとりつつ、都道府県において実施を必要と認める免許職種について、その免許職種ごとに<u>実施する</u>。</p> <p>4 試験の水準 <u>試験</u>は、<u>職業訓練指導員になろうとする者</u>が普通課程及び短期課程（<u>能開則第 36 条の 14</u>に定めるものを除く。）の普通職業訓練を担当し得</p>

判定できる水準において行う。

5 試験基準問題の作成

全国的に同一の水準を維持するため、労働省が各免許職種に共通する指導方法並びに各免許職種の実技試験及び学科試験の基準問題を作成するものとする。

6 試験委員

都道府県は、試験問題及び合格基準の作成、採点等試験実施の技術面を担当させるため試験委員を選任するものとする。

試験委員は、職業能力開発行政関係職員、学識経験者又は産業界の専門家から選任するものとし、その数は試験を実施する免許職種ごとに2名以上とする。

なお、産業界から選定する場合は、試験が一事業所の技能知識に偏することを避けるため、2以上の異なる事業所から選定するものとする。

7 試験問題の作成

試験を実施しようとする都道府県は、試験問題を次により作成する。

(1) 実技試験の内容

実技試験は、原則として、当該職種の要素的作業を包括する製品の製作、組立て、調整等を行わせることによる作業試験とする。

但し、鉄鋼科、航空機製造科、発酵科等で当該作業試験を実施することが困難な場合は、口述試問方式等適切な方法によることができる

るか否かを判定できる水準とする。

5 基準問題の作成

厚生労働省は、試験の水準を全国で同一に維持するため、全免許職種に共通する指導方法並びに各免許職種の実技試験及び学科試験の基準問題を作成するものとする。

6 試験委員

都道府県は、試験問題及び合格基準の作成、採点等試験実施の技術面を担当させるため試験委員を選任するものとする。

試験委員は、職業能力開発行政関係職員、学識経験者又は産業界の専門家から選任するものとし、その数は試験を実施する免許職種ごとに2名以上とする。

なお、産業界から試験委員を選任する場合は、試験が一事業所の技能知識に偏することを避けるため、二以上の異なる事業所から選任するものとする。

7 試験問題の作成

試験を実施しようとする都道府県は、上記5の基準問題を参考に次により試験問題を作成する。

(1) 実技試験の内容

実技試験は、時間制限法による作業試験とし、当該職種の要素的作業を包括する製品の製作、組立て、調整等を行わせる。

ただし、鉄鋼科、航空機製造科、発酵科等で当該作業試験を実施することが困難な場合は、口述試問方式等適切な方法によることができ

ものとする。

(2) (略)

(3) 試験時間及び問題数

試験時間及び問題数については、試験免許職種、問題内容等の性質によって異なるが、原則として、学科試験のうち関連学科が系基礎学科と専攻学科に区分されている免許職種（以下「区分職種」という。）については次表 1により、区分されていない免許職種（以下「統合職種」という。）については、次表 2による。

第 1

(略)

第 2

(略)

(4) 採点

採点基準は、採点者の主観により左右されないようなものとする。

(5) 合否判定

合否判定は、次のとおりとする。

イ 実技試験並びに学科試験のうち指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科（統合職種にあつては、実技試験並びに学科試験のうち指導方法及び関連学科）の全てについて、それぞれ6割以上の得点があり、かつ、学科試験の系基礎学科及び専攻学科（統合職種にあつては、関連学科）の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合を合格とする。

ロ 実技試験について6割以上の得点がある場合は、実技試験につき一

るものとする。

(2) (略)

(3) 試験時間及び問題数

試験時間及び問題数については、免許職種、問題内容等の性質によって異なるが、原則として、学科試験のうち関連学科が系基礎学科と専攻学科に区分されている免許職種（以下「区分職種」という。）については次表第 1により、区分されていない免許職種（以下「統合職種」という。）については、次表第 2による。

第 1（区分職種）

(略)

第 2（統合職種）

(略)

(4) 採点

採点基準は、採点者の主観により左右されないものとする。

(5) 合否判定

合否判定は、次のとおりとする。

なお、次のロからホは、イに該当しない場合の一部合格に関する判定の基準であること。

イ 実技試験並びに学科試験のうち指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科（統合職種にあつては、実技試験並びに学科試験のうち指導方法及び関連学科）の全てについて、それぞれ6割以上の得点があり、かつ、学科試験の系基礎学科及び専攻学科（統合職種にあつては、関連学科）の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合を合格とする。

ロ 実技試験について6割以上の得点がある場合は、実技試験につき一

部合格とする。

ハ 学科試験のうち指導方法について6割以上の得点がある場合は、指導方法につき一部合格とする。

ニ 区分職種における学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科について6割以上の得点があり、かつ、それぞれの学科の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合は、当該学科につき一部合格とする。

ホ 統合職種における学科試験のうち関連学科について、6割以上の得点があり、かつ、関連学科の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合は、関連学科につき一部合格とする。

8 試験場及び機械器具

(1) 試験場としては、公共職業能力開発施設又は工業試験場等適当な施設を選定するものとする。

(2) 機械器具

実技試験に必要な機械、設備、工具及び器具は当該作業において広く一般的に使用されるものを選定するものとする。

なお、工具等について試験の公示の際に指定した場合には、その範囲内のものについて受験者の持参したものを使用させてよいものとする。

9 試験の公示及び周知

施行規則第45条第2項に基づく試験の公示は、都道府県公報により行うものとする(別紙参照)。

部合格とする。

ハ 学科試験のうち指導方法について6割以上の得点がある場合は、指導方法につき一部合格とする。

ニ 区分職種における学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科について6割以上の得点があり、かつ、それぞれの学科の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合は、当該学科につき一部合格とする。

ホ 統合職種における学科試験のうち関連学科について、6割以上の得点があり、かつ、関連学科の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合は、関連学科につき一部合格とする。

8 試験会場及び機械器具

(1) 試験会場は、公共職業能力開発施設や工業試験場等適当な施設を選定するものとする。

(2)

実技試験に必要な機械、設備、工具及び器具は、当該作業において広く一般的に使用されるものを選定するものとする。

なお、試験の公示の際に持参できる工具等を指定した場合には、その範囲内のものについて受験者が持参した工具等を使用させてよいものとする。

9 試験の公示及び周知

(1) 都道府県知事は、能開則第45条第2項の規定に基づき、試験の実施期日の2か月前までに都道府県公報により試験の実施について公示すること。

(新設)

10 試験の実施等

試験の実施に当たっては、試験が公平適切に行われるよう注意し、不正な手段を用いて受験する者のないよう試験問題の管理、試験場の管理について留意する。

11 合格証書の交付

試験を実施した都道府県は、試験の合格者に対してすみやかに施行規則第 48 条に基づく合格証書を交付する。

なお、試験の一部に合格した者に対しては、別添様式による一部試験合格証書を交付するものとする。

(新設)

(2) 都道府県知事は、実技試験及び学科試験の全部の免除（以下「全免除」という。）を受けることができる者（以下「全免除者」という。）からの受験の申請を通年で受け付ける場合は、上記 9 によりその旨を公示すること。

11 試験の実施

試験の実施に当たっては、試験が公平かつ適切に行われるよう注意し、不正な手段を用いて受験する者のないよう試験問題の管理、試験会場の管理について留意する。

12 合格証書の交付

(1) 都道府県は、試験に合格した者（全免除者を含む）に対してすみやかに能開則第 48 条に基づく職業訓練指導員試験合格証書（能開則様式第 12 号）（以下「合格証書」という。）を交付する。

(2) 試験の一部に合格した者に対しては、別添様式による一部試験合格証書を交付する。

(3) 全免除者からの受験の申請に対しては、他の免許職種の試験日に関わらず、受験申請書及び全免除に該当することを証する書面により全免除に該当することが確認できた場合は、合格証書を交付できること。

なお、全免除者が受験の申請の際に職業訓練指導員試験受験申請書（能開則様式第 11 号）と併せて、職業訓練指導員免許申請書（能開則様式第 8 号）を提出した場合は、合格証書と併せて職業訓練指導員免許証（能開則様式第 9 号）を同日に交付すること。

<p><u>12</u> 合格者の記録 合格証書を交付した場合には、次の事項を記録管理するものとする。</p> <p>(1) 合格証書番号 (2) 氏名 <u>(3) 本籍</u> <u>(4) 生年月日</u> <u>(5) 試験の職種</u>（一部合格者についてはその合格した試験） <u>(6) 合格証書交付年月日</u></p>	<p><u>13</u> 合格者の記録 合格証書を交付した場合は、次の事項を記録管理するものとする。</p> <p>(1) 合格証書番号 (2) 氏名 <u>(削除)</u> <u>(3) 生年月日</u> <u>(4) 試験の職種</u>（一部合格者についてはその合格した試験） <u>(5) 合格証書交付年月日</u></p>
--	---